国立大学法人高知大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施取扱細則

平成16年4月1日 規 則 第 132号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学(以下「本学」という。) における建設工事等に係る適正な 施工体制の確保等については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに 基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 この細則の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及びこれに基づく政令を適用する ものとする。

(適正化指針への配慮)

第3条 本学は、政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日付閣 議決定)に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第4条 工事現場における適正な施工体制の確保等に係るこの細則の運用においては、工事 現場における適正な施工体制の確保等について(平成13年5月31日付13文科施第62号文教 施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(施工体制の点検要領の運用)

第5条 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について(平成14年1月24日付13施施企第34号監理室長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「契約担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事成績評定要領・設計業務成績評定要領)

- 第6条 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の改正について(平成20年1月17日付19文科施第370号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人高知大学工事請負契約取扱細則」、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。
- 2 設計業務成績評定要領については、設計業務成績評定要領の制定について(平成 20

年1月17日付19文科施第369号文教施設企画部長通知)の規定を準用するものとする。 なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

(工事成績評定実施規程・設計業務成績評定実施規定)

- 第7条 工事成績評定実施規定については、工事成績評定実施規程の改正について(平成20年1月17日付19施施企第27号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規定中「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人高知大学工事請負契約取扱細則」、「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。
- 2 設計業務成績評定実施規定については、設計業務成績評定実施規則について(平成20年 1月17日付19施施企第28号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用す るものとする。なお、同規定中「支出負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるも のとする。

(工事等成績評定評価委員会等の設置)

- 第8条 本学は、第6条第1項に規定する工事成績評価要領第9項第3号による工事等成績 評定評価委員会及び同規定第10項第3号による工事等成績評定審査委員会を設置するも のとするが、当面、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される工事等成績評価評定 委員会、工事等成績評定審査委員会に審議を依頼できるものとする。
- 2 本学は、第6条第2項の規定、第9項第3号による工事等成績評定評価委員会及び同規定第10項第3号による工事等成績評定審査委員会を設置するものとするが、当面、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される工事等成績評価評定委員会、工事等成績評定審査委員会に審議を依頼できるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第9条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に 基づき、発注者への提出義務付け措置が講じられている施工体制台帳の整備要領について は、施工体制台帳の作成等についての改正について(平成13年4月13日付13国文科施第3 号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(一括下請負等の禁止)

第10条 本学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施行 体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について(平成13年4月13日付13国文科施第2 号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。

(暴力団排除規定の準用)

第11条 本学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、建設業から暴力団排除の徹底について(昭和61年12月18日付国会第95号会計課長通知)の規定を準用するものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第12条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化について(平成3年3月1日付国施第6号文教施設部長通知)の規定に配慮するものとする。

(技術検査要領)

第13条 技術検査要領については、技術検査要領の制定について(平成19年3月29日付18 文科施第625号文教施設企画部長通知)及び技術検査要領の運用について(平成19年3月 29日付18施施企第67号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)の規定を準用する ものとする。なお、同規定中「会計法」を「国立大学法人高知大学会計規則」、「支出 負担行為担当官」を「契約担当役」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月5日規則第79号)

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

附 則(令和7年1月20日規則第53号)

この細則は、令和7年1月20日から施行する。